

# まん延防止等重点措置適用時の県立学校の部活動の取扱いについて

## 1 基本的な考え方

感染・事故防止の対策を徹底した上で、活動を行うものとする。

なお、部活動は生徒の自主的・自発的な活動であり、感染リスクが収まっていない時期の活動であることを十分に理解し、感染防止も含め生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動とする。

## 2 具体的な進め方

### (1) 活動日数及び1日当たりの活動時間等

- ・ 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とするが、各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等は必要最小限のものとする。
- ・ 泊を伴う活動は、高等学校体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟及び各中央競技団体や連盟が主催する大会や発表会に参加する場合のみとし、校内合宿についても行わない。

### (2) 活動条件

主な追加項目をゴシック体で記している。

#### 【活動全般】

- ・ 活動中も含めて生徒の健康観察を徹底し、体調のすぐれない生徒の活動は見合わせる。
- ・ 感染の不安を感じている生徒に参加を強要しない。
- ・ 活動状況については、管理職が責任を持って把握する。
- ・ 活動内容については、保護者や生徒と情報共有する。
- ・ 熱中症の恐れがある場合を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。(指導者は、熱中症の恐れがある場合を除き、マスク着用を必須とする。)
- ・ 飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴う等)は原則として行わない。ただし、大会や発表会への出場にむけて、事故防止の観点からこれらの活動を行う必要がある場合は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。
- ・ 練習内容について、各中央競技団体及び各連盟からガイドライン等が出されている場合は、遵守する。
- ・ 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。また、部室棟や廊下等に大人数の生徒が滞留することがないように留意する。屋外においても、密集・密接とならないよう、見学等を含めた活動人数や場所の確保に配慮する。
- ・ 食事は、会話を控え適切な距離を確保する。
- ・ その他の指導内容等については、『県方針』及び最新の『県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン』を遵守する。
- ・ 時差通学を行っている如何に関わらず、登下校時の密を避ける趣旨や生徒の健康面等に鑑み、朝練習は行わない。

### 【活動前】

- ・ 体育館等の屋内で活動する場合は、扉や窓を全開するなどして換気を徹底する。
- ・ 一度に活動する人数を可能な限り少なくする。
- ・ 屋内施設で活動を行う場合は、原則1会場（例：バスケットコート1面）につき1競技とし、体育館を複数の部で使用する場合は、人の行き来をしないよう、ネット等で分割すること。
- ・ 部室の使用は原則禁止とし、短時間の更衣及び用具の出し入れのみとする。（一度に入室する人数を制限する）

### 【活動中】

- ・ 休憩時等の手洗いを徹底する。
- ・ 休憩時や待機時のマスクの着用を徹底する。
- ・ タオルの共用はさせない。
- ・ 用具の消毒等を徹底する。

### 【活動後】

- ・ 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。